

「子供は寝てろ」のモダリティ
—併せて<願望>の位置付けについて—

鬼山 信行

The modality of the sentence
“*Kodomowa netero*” (“*A child should sleep*”)
-With remarks on the situation of the Ganbo modality-

Nobuyuki Oniyama

Sentences like “*Kodomowa netero*” (“*A child should sleep*” or “*Sleep!*”) have third person subjects. When the sentence is uttered, one who corresponds to the description “*Kodomo*” (a child) is the person who can hear it. As forced not to be second person, (s)he cannot do or say something as a hearer. The speaker cannot order something in uttering the sentence, because (s)he utters it as if there were no hearer. The sentence is uttered not as a command but as a recognizing. In Nitta’s terminology, its modality should be called as *Toihandan* (should-be judgment). This modality belongs to the *Nobetate* (saying), which is distinguished from *Hatarakikake*, *Hyoshutu* and *Toikake*. Other kinds of sentences, which have third person subjects and verbs in *Meireikei* (ordering form) are also the *Toihandan* sentences.

In Nitta (1991), *Ganbo* (desire) sentences are placed in *Hyoshutu*. But the sentences have no agent, and don’t expect that there are hearers. So *Ganbo* sentences should be placed in *Nobetate*. Perhaps they have *Toihandan* modality. If we put them in *Nobetate*, *Hyoshutu* sentences have first person agents only, and are contrasted clearly to *Hatarakikake* sentences which have

second person agents.

はじめに

現代語文法の研究における例の扱いは、少なくとも表面に現れたところでは、古語の研究におけるほど、ことばの研究の基礎としての個々の例に対する読みの営みに精力を割くものではない。当代の言葉を対象とした明治以降の文法研究は基本的にこのような行き方である。古語の研究では例の読みに手間がかけられることがあるが、それは例を拾った文学作品の魅力にひかれて味読をするということではなく、やはり満足な結論に至るために必要な過程として行われることであろう。現代語については、その意味するところが言語使用者である現代人に直感的に理解できて読みの負担が減るといえることはあるが、正確な記述を得るために細心な取り扱いの必要があることは言うまでもない。言語使用者が言語に対して抱く直感的な印象は、基本的にそのまま言語の記述として認められる性質のものではないが、より客観的・統一的であるはずの文法記述でも、無造作な取り扱いが不満を感じさせることはある。それが何らかの流布した考えのパターンに引き込まれて起こったことなら残念というほかない。ここでは、見た目にも他と同じように通り過ぎるわけにいかない例を取り上げ、より注意深い取り扱いを与えることで議論の全体を明確にすることを目指した。奇妙な例外と見られるものが、広く見渡したより深い洞察に進むために役立つ証拠となるということがよくあるというが、これもそのひとつなのだ。

近年大きく進歩した日本語文法研究の分野にモダリティ研究がある。その進歩はいくつかの側面にわたるが、人称という要素がモダリティにとって重要であるという認識は際立つものに属する。これによってモダリティの大きな類別にも細部にも以前より明瞭な認識が得られるように

なったのである。当為表現を用いた文の<命令>と<当為判断>のモダリティの区別もそのひとつで、前者は<働きかけ>に属し後者は<述べたて>に属するが、これまでは両者の区別があること自体がそれほど明らかではなかった。

(1) 君は一万メートル走らなければならない!

(2) 僕は一万メートル走らなければならない。

この二つの文がモダリティにおいて異なることは、次のように、「のに」節などが<働きかけ>(と<表出>)のモダリティを持つ文に生起できないということを見ることで確かめられる¹。

(3) いいか。*君は、体調が悪いのに一万メートル走らなければならない!
いい!

(4) コーチの命令で、僕は体調が悪いのに一万メートル走らなければならない。

人称への注目をはじめとして最近のモダリティ研究の考え方は大体納得がいくものだが、個々の例の振り分けや、<働きかけ><表出><述べたて><問いかけ>という大枠や、そのなかに属するそれぞれのモダリティの項目の立て方などに疑問が残ることもある。その一つが、表題に掲げた「子供は寝てろ」のように三人称の事態実現の主体と命令形の述語を取る文を主な例とする問題である。それらの文は、事態実現の主体としての聞き手に向けられるのが<働きかけ>であるはずなのに、主体として三人称者を与え、しかもその三人称の主体を記述する内容に該当する第一の候補は、この文の直前の発話まで二人称者である聞き手として扱われてきたその人物であり、そして、その発話は直前まで聞き手であったその第三人称者に聞こえるようにして発話されるというものである。ここで起こっていることを解明するためには、話し手の戦術あるいは見せかけなどの処理を含む、より柔軟な対処をしなければならない。

そうすることで当該の文の性格についての一層明瞭な結論が得られ、そこから波及してモダリティの体系の一部についても整理が進むことになる。

1. 三人称ということ

表題の文は、仁田(1991:252-254)において三人称の主体を持ち命令形の述語をとって現れる文とされるものの一つの型に属する。全体は三類に分けられ、この文が属する第一のものは、話の場にいる事態実現の主体に該当する特徴を三人称名詞が記述する場合、第二は事態実現の主体が特定されず、「誰か」におけるように変項として表現される場合、第三は話の場にはいない事態実現の主体を持つ場合である。

第一は三人称名詞を事態実現の主体として持つが、その問題は先にまとめたとおりである。次の例でも、「よそ者」「何も知らない奴」「言い出したもの」は、これらの発話が生み出される直前まで聞き手であった人物を記述する。

(5) よそ者は出て行け。

(6) 何も知らないやつが口を出すな。

(7) まず言い出した者からやれ。(以上三例は仁田1991:253)

三人称の表現が使われることについて、仁田は「話し手の要求を当然聞いているはずの相手を、(「よそ者」「何も知らない」といった)性格規定を施すことによって、三人称者的に捉えて表現した」(1991:253)とする(括弧内は鬼山)。しかし確認しておく、事態実現の主体は三人称者的に捉えられたのではなく、三人称者として捉えられている。それが二人称者的な関わりをもつのである。従って、疑問はなぜその人物を三人称者として取り扱うのか、ということとして提起されねばならない。

ここで起こっているのは、聞き手が卑劣なしかたで閉塞した状況に陥

られているということであろう。事態を実現すべき主体でありながら、発話そのものとしては対話に参加しない埒外の人物と扱われ、この発話において要請される事態を実現する主体として相手とやり取りをする道が遮断される。そこに現れた事態実現の主体の記述に該当するのは、まず第一にこの人物であり、またこの発話はこの人物に聞こえるのが当然というかたちで発せられる。そのため、明確なものとして示されたこの事態実現の方針は従われねばならない。この文の発話において、聞き手(であった人物)は意見の表明を許されず、ただ義務だけが目の前にあるという状況に置かれるのである。

これが、事態実現の主体が三人称者として表現されることの意味である。繰り返せば、たとえ記述はその場にいる聞き手(であった人)に該当し、その人物が事態実現の主体と目されていたとしても、文としてはその事態実現の主体が三人称者とされる。そのような仕方、この人物は切って捨てられるのである。

文において事態実現の主体が三人称であることは、従って、見た目のものに過ぎないところではない。これらの文の性格の全体は、これが三人称であることから見られねばならない。直前まで聞き手であった人物は、ここで三人称者とされており、これらの文の発話においては、<働きかけ>のモダリティの発話を向けられ、事態実現の主体となる二人称者とされてはいない。ただそれらが耳に入ることになる部外者という扱いをされているのである。従って、これらの文のモダリティは<働きかけ>ではない。それらの文は、あくまでも事態実現の主体が聞き手としてはそこにいないものとして生み出される。

以上から明らかなのは、事態実現の主体の記述が聞き手に該当するものであることと、この文のモダリティの議論とが分離されなければならないことである。モダリティの議論においては、あくまでもこの文は三

人称の事態実現の主体を持つ文として理解されるべきであり、一方それが直前まで聞き手であった人物に該当する記述をすることは、話し手のそこにおける戦術に属するもので、モダリティの議論に関わりを持たないこととして理解されねばならない。

2. <当為判断>と<命令>

前節で明らかになったことは、今扱っている問題において、三人称の事態実現の主体を持つということは、三人称であることの例外的・周辺的な事象としてではなく、その典型的・中心的な事象として眺められねばならないということである。このことを確認して、モダリティの問題に入っていこう。

三人称の主体の事態実現についての要求は、典型的にどのようなモダリティとして実現されるだろうか。三人称者を主体とするということは、たとえその三人称者の記述が、そこにいる、直前まで明白に聞き手と扱われてきた人物に該当するものであっても、そのように表現する段階においては、その人物に直接語りかけることができないという状況が生まれる。前節で述べたように、その文において、それまでの聞き手は義務を課せられるだけで意見の表明を許されない状況に陥られるが、話し手もまた、自ら招いたことではあるが、自由を失った状況にある。つまり、話し手は何かを伝え、問いかけ、働きかけるべき存在である聞き手をそのときに失っているのである。その結果、その文のモダリティは<命令>あるいはそれを包摂する<働きかけ>ではありえない。さらに、事態実現の主体を二人称者とすることを自ら禁じた状態であるから、話し手は(5)(6)(7)を発話する際にその事柄の成立を期待することもできない。これは、<表出>を成り立たせる要件さえも欠いているということである。これらの文は<述べたて>以外のモダリティを持つ可能性は

ないのである。

ここで仁田の分類の第三の、話の場にはいない人間を事態実現の主体として表現する場合を見よう。それらは、言い換えると事態実現の主体でもある聞き手を欠いた場合である。

(8) アメリカはベトナムから手を引け。

(9) 国鉄は労働者を不当に解雇するな。

(10) 貧乏人は麦飯を食え。(以上三例は仁田1991:254)

仁田は、これらが三人称主格をとることで「『貧乏人ハ麦飯ヲ食ワナケレバナラナイ。』や『国鉄ハ労働者ヲ不当ニ解雇シテハナラナイ。』といった当為判断の表現に近づいて行く」(1991:254)とする。この方向付けは正しいが、惜しくも一歩足りなかった。これらのモダリティーは<当為判断>そのものである。(5)(6)(7)もこれらと同じく、<当為判断>のモダリティーを持つとすべきである。

例(3)と例(4)で見たように、<命令>と<当為判断>は、同一の形式を持っていても基本的にいくつかの材料で区別できる。例(11)(12)は「のに」節を持つので<当為判断>である。(6)や(9)がそれと異なるモダリティーを持つことを示唆する材料はない。

(11) 来たばかりなのに、何も知らないやつが(／は)口を出すな。

(12) 国鉄は金があるのに人を解雇するな。

例(5)(7)(8)(10)は意味上の問題から「のに」節を材料とすることが困難なので「と」節を判定の材料として使うことになるが、その例は

(13) *よそ者は今から三秒たつと出て行け。

(14) *誰も手を挙げないと、言い出したものからやれ。

(15) *アメリカは、旧正月になるとベトナムから手を引け。

(16) *貧乏人は、食うものに困ると麦飯を食え。

上のように許容されない。しかし「な」を持つ場合も同様に許容されな

いので、これはモダリティ以外の原因による現象であることがわかる。

(17) *何も知らないやつが(／は)、みなが黙ると口を出すな。

(18) *国鉄は、社長が変わると労働者を解雇するな。

「な」を持つ文に条件に関わる従属節が生起するとしたら逆接の要素が期待されるということなのか²、あるいは何らかの分布の気まぐれなのか今は明らかにできないが、いずれにしても「と」節との関係からは何も明らかにならない。

別の面から見よう。モダリティの問題に限らず言語表現に対する手放しの直感にはほぼ当てにならないものだが、いくつかの面に注意深くしたうえでなら、直感的印象への反省も一定の証拠とすることができないでもない。鬼山(in printing)で述べたように、〈命令〉は感情的な色合いの無い即物的な指令として現れることが可能であるのに対して、〈当為判断〉は、そのような感情の色づけをその本性とするということがあった。(5)(6)(7)(8)(9)(10)は、そのような感情の色合いを捨て去ることができないのではないかと思われる。例えば、(10)は国会における答弁とは異なる世に流布した形であり、答弁そのものよりどぎつくなっている。その印象はモダリティのしからしめるところであろう。他も同様である。

仁田が挙げた三つの型で残ったのは、第二の事態実現の主体が変項として現れる場合である。

(19) 誰かこれをコピーしてきてくれ。

この型では、事態実現の主体が特定されない段階にあり、〈命令〉のための条件が整っていない。そのため、話し手は必ずしも自分の要求が実現するとは確信できず、しかたなしにかなえられないかもしれないことを切なる願いとして述べることになる。事態実現の主体となる可能性のある人物が視界の中にあつたとしても、この文においてはまだ事態実現

の主体を特定できない段階にあることが変項を含む名詞句によって明示されるため、事態が実現する見通しが立たない。このモダリティは、上と同様に〈当為判断〉である。

このモダリティであることは、前と同じように確認することができる。〈命令〉は単なる指令として感情の色づけなしに現れることもあり、例えば次のようになることもある。

(20) 荷物が重いから、少し持ってくれ。

これに対して、次は〈命令〉ではなく、

(21) これは重い。誰か来てくれ。

単なる願ひであり、モダリティとしては〈当為判断〉である。発話に際してそれがかなえられるという見通しはないからである。

三人称の事態実現の主体を持ち意志形を取る文も同じモダリティを持つことになる。

(22) 答えがわかった人は、はっきり手を挙げましょう³。

これも主体は三人称だが、わかっているのに意志表示をしない相手にいらいらして言う場合を除いて、さほど感情的ではない。むしろ教室における単なる指令に見える。しかし、その指令とは一般的な意味の場合である。今言う指令は直接に特定の個人に向けられ、その人物が従うことが期待される場合であり、この例はそれにはあたらない。この例は、大勢の者に聞こえるように発話され、発話する側の単なる気持ちの表明となって、耳にする者が従うことは必ずしも予期されない。そのことで、逃げ道が残され、雰囲気のを和らげることにもなっているだろう。これも〈当為判断〉である。

3. 〈当為判断〉と〈願望〉?

仁田の設定に従うと、〈当為判断〉以外で〈命令〉と密接な関係を有

するモダリティに〈願望〉があることになる。これと〈当為判断〉との関係の議論はみつからなかったが、動詞の命令形を持つことも共通であり、この部分の整理が必要である。また、それ以外にも〈願望〉には解決しなければならない問題がある。

〈願望〉は、次の文を例とするモダリティで、〈表出〉の下位類型として〈意志〉や〈希望〉と同列に置かれるが、また、「命令よりも広く、命令であれば願望でもあり、命令の文は願望の文より限定されたものである」(仁田1991:241)ともされる。

(23) 明日天気になあれ!

(24) 雨、雨、降れ、降れ。母さんが、... (以上二例は仁田1991:28)
その関係は、「『シテホシイ』『シテモライタイ』などの希望の文が、ある条件下において命令と同じ機能を果たす」と同じ関係だという(仁田1991:241)。

(25) これは君にしてもらいたい。

(26) これは君にして欲しい。

しかし、上の例は、〈働きかけ〉であることの判定の材料として「どうぞ」(「どうか」も使えるか)の使用可能性を見ると明らかだが⁴、(〈希望〉の文に使われることが多い形式を持つてはいても)その例としては〈命令〉のモダリティを持つ場合である。これをもって両者の関係を、より限定が少なくその結果他方を包摂するものと、限定が多くそのためもう一つに包摂されるものという関係と見るべきだという結論は導き出せない。〈命令〉と〈願望〉の関係についても同様である。

しかし、むしろここで言うべきことは、仁田の体系において〈働きかけ〉と〈表出〉とは相互に排他的な関係にあり、その排他的な関係は、それぞれに属する〈命令〉と〈願望〉にも成り立つはずのものであるということである。両者の共通性は当然あってよいが、類としては相互に

排除的だとしないと整合性が保たれない。いずれにしても、同じ類型の上位・下位の関係にあるもの以外を包摂・被包摂の関係で見るのは奇妙である。

<願望>が<命令>との類縁性を示すことは間違いないが、それは正確にはどういうことか、同じく類縁性を示す<当為判断>との関係はどうあるか、また、<表出>との関係はどうあるかなど、<願望>の正確な位置付けが必要である。ここでようやく、本節の問題である<願望>と<当為判断>の関係を含めた<願望>とは何かという問題にたどり着いた。

仁田によれば、<表出>のカテゴリーとしてのまとまりは<働きかけ>のまとまりに比べると弱い⁵。その原因の一つは<願望>の性格にある。<願望>は<命令>が成立するための条件として仁田が挙げるもののうち[IIa]と[IIb]を満たさない。今はこれを、<願望>の上位概念であるとされる<表出>との関係を見るために使おう。

[II a] 話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する。

[II b] 聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる。(仁田1991:239-40)

<願望>では第一に聞き手が必要とされず、第二に意志をもった遂行の主体が存在しない。第一点により<願望>は<働きかけ>以外に属することになる。第二点は何を意味するだろうか。<表出>のうち、<意志>と<希望>は話し手自身が事態実現の主体となっている（<希望>が一人称の主体に限定されることについては、上の例(25)(26)と注4参照）。これに対して、<願望>では主体の人称どころか、主体そのものが見出されない。そのような状況において、話し手は自らの望む事態が成立することを期待することはできない。これは、<働きかけ>にとっての要件の一つが失われたということだが、同時に、<表出>にとっての要件

も失われたことになるのである。

以上は、〈表出〉のまとまりのなさ捉えるよりは、〈意志〉〈希望〉と〈願望〉の距離の大きさに注目して、〈願望〉は〈表出〉以外に含まれると判断するための材料とすべきものだろう。〈願望〉は、〈述べ立て〉の一部として〈当為判断〉と同列におかれるか、もしくは〈当為判断〉の一部の例を覆う名称に過ぎないとするのがよい。

最後にひとつ付け加えると、〈命令〉を作り得ない〈非自己制御性〉の動詞が〈願望〉に使われるということがあった。それも事態の実現を期待することができないということであるから、〈願望〉が〈働きかけ〉に属さないことを意味するだけでなく、〈表出〉にも属さないことにつながるのである。

(27) 赤、勝て！ 白、勝て！

(28) 痛い、痛い、飛んで行け！（以上二例は、仁田1991:242）

4. 〈表出〉

前節では〈願望〉の例を〈表出〉から〈述べたて〉に移動した。〈願望〉という名称や〈述べたて〉の他の下位類との包摂関係がどうあるかはともかく、例の所属は〈述べたて〉にということである。〈願望〉のように事態実現の主体が存在しない場合に限らず、事態が実現する見通しが立たない状態での願いはすべて〈述べたて〉である。

〈願望〉の位置付けを変えた結果、〈表出〉を構成するのは〈意志〉と〈希望〉である。これらは、〈述べたて〉に所属させたものとは逆に、事態実現への願いがかなえられるという見通しに基づいた、直接に発露した意志としてのモダリティである。これにおける事態実現の主体は話し手自身に限定される。二人称の事態実現の主体を持つものは、先に触れたように、〈希望〉に使われることが多い形式を持っていても、〈命

命>のモダリティとなる。

(29) 千葉へ行ってもらいたい。

(30) 相談があるから来てほしい。(以上二例は仁田1991:28)

三人称者の事態実現の主体を持つ場合は<述べたて>である。

(31) 彼に千葉へ行ってもらいたい。

(32) 彼と相談があるから、どちらかという来てほしい。

こうして、<意志>はもちろん、<希望>も一人称者による事態実現に関わるものだけになる。このように限定された結果、<表出>の定義に一人称の事態実現の主体を持つという一条を加えることができ、二人称(一人称者も含む)の事態実現の主体を持つ<働きかけ>との共通点、対立点が明瞭になるのである。

おわりに

ここで示した、命令形や意志形を持つ<述べたて>の文の可能性は、鬼山(in printing)で述べた「知らないのに言うな」という文が<当為判断>のモダリティを持つということに対応するものである。「なければならぬ」「ねばならぬ」「べきだ」などは、<述べたて>の側を主要な領域とし、<働きかけ>にまで分布するものだと見られるが、それと同様に、命令形や意志形が、主に<働きかけ>に分布し<述べたて>にもまたがるという分布を示しても特に不思議ではないだろう。最近の文法研究の一部には、言語形式より抽象的なカテゴリーを優先させて言語現象を眺める態度が見られるが、その態度を貫くためにはそのカテゴリー自体を確固としたものとして設定することと、より明瞭な証拠を与えることが必要になる。上の結論に至る過程では、そのような研究における成果の恩恵を被っている。

最後にひとつ言うと、典型から周辺部、そこから隣接する別の典型と

いうパターンに従って研究の対象たる言語を眺めることが、この場合の誤りのもとであった。表題の文は人称に関して周延的ではなく、三人称の典型的なものに二人称の関わりを持たせたものと解釈される。取り上げた他の類型も同じ理解が拒否される理由はない。典型と周辺という見方は、現代語文法の研究に限らず広く見られるもので、全面的に無効とも言えないだろうし、それこそが本質に迫るものであることが判明することもあるだろうが、そうではない場合を目指すことがむしろ事態の解明にいたる方向である場合も多いのではないかとも思う。「ずれこみ」の発想には警戒が必要なのである。

注

1. 指摘は数多くあるが、考え方については鬼山 (in printing) を参照されたい。
2. 仁田(1987:25)は、「...のに...な」という文に「否定動詞的な意味合い」を指摘する。
3. 森山(1990) 注(5)参照。
4. 仁田(1991:32-34)参照。
5. 仁田(1991:28-29, 32)などを参照されたい。

参考文献

- 鬼山信行 (in printing) 「『のに』節とモダリティ」『文教大学文学部紀要』13.2.
- 鈴木孝夫 1967 「トルコ語の親族用語に関する二、三の覚書」『言語研究』51.
- 仁田義雄 1987 「条件づけとその周辺」『日本語学』6.9.
- 仁田義雄 1991 『日本語のモダリティと人称』(ひつじ書房)

「子供は寝てろ」のモダリティー併せて<願望>の位置付けについて—

南不二男 1964「述語文の構造」『国語研究』18.

森山卓郎 1990「意志のモダリティーについて」『阪大日本語研究』2.